

福岡県公報

平成17年11月18日
第2463号

目 次

告 示 (第2206号-第2222号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○市の字の区域の変更	(地方課) 1
○町の字の区域の変更	(地方課) 5
○市の町の区域の変更	(地方課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 6
○予防接種を行う医師	(健康対策課) 7
○公共測量の実施	(土木管理課) 7
○公共測量の実施	(土木管理課) 8
○基本測量の実施	(土木管理課) 9
○公共測量の終了	(土木管理課) 9
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
○道路の区域の変更	(道路維持課) 9
○道路の区域の変更	(道路維持課) 10
公 告	
○福岡県農林水産公共事業評価委員会の開催	(林政課) 10
正 誤	

- 目次(平成17年11月2日福岡県公報第2456号) 中正誤 11
- 県営土地改良事業計画の変更決定(平成17年11月福岡県告示第2107号) 中正誤 11

告 示

福岡県告示第2206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
北九州	県道	宮遠田賀線	前	遠賀郡遠賀町大字木守1449番1先から同郡同町大字今古賀498番1先まで	10.0 ~ 53.0	1,000.0
			後	同上	10.0 ~ 53.0	1,000.0
			後	同上	23.0 ~ 49.0	727.0

福岡県告示第2207号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大川市長から大川市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、大川中部第2地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字小保字井ノ樋口に編入する。

大字	字	地番
津	長 樋	652の1の一部、653の1の一部、654の1の一部、654の3の一部
九 網	外 田	201の一部、202の一部、203の1の一部、203の2の一部、204の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部		

2 次の区域を大字津字鈴町に編入する。

大字	字	地番
津	宮 田	84の1から84の3までの各一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の一部		

3 次の区域を大字津字肥苗橋に編入する。

大字	字	地番
津	別 当 塚	546の3の一部、546の13、547の2、549の2
	登 佐 柳	566の4の一部、568の2の一部、577の1の一部、577の2の一部
	中ノ古田	612の2 613
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字長坪511の3、字中ノ古田612の2、 612の1、614の地先の水路である公有地の一部 613		

4 次の区域を大字津字登佐柳に編入する。

大字	字	地番
津	肥 苗 橋	518の1の一部、521の1の一部、521の2の一部、524の1の一部 、525の1の一部、525の2の一部、534の一部、536の一部、538の2の一部、541の1の一部、541の2、543の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字肥苗橋518の2、536 、538の2、539の2、540の1、540の2、541の1の地先の水路である公有地の一部		

5 次の区域を大字津字鯉丸に編入する。

大字	字	地番
津	長 樋	660の1の一部、660の2の一部、661の1の一部
九 網	小 塚	291の一部、294の2の一部、320の6
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに大字九網字小塚294の2 、295の2、 ²⁹⁶ 又 ²⁹⁶ ₂₉₇ の地先の水路である公有地の一部		

6 次の区域を大字九網字古屋敷に編入する。

大字	字	地番
九 網	東 龍 城	184の一部、187の8の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の一部並びに字東龍城187の1、187の2、187の7に隣接する水路である公有地の一部、字東龍城181、183、186の地先の水路である公有地の一部		

7 次の区域を大字九網字東龍城に編入する。

大字	字	地番
九 網	中 野	176の1の一部、177の1の一部、 ¹⁷⁸ ₁₇₉ の1の一部、179の13
	外 田	188の一部、189の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

8 次の区域を大字九網字外田に編入する。

大字	字	地番
九 網	古 屋 敷	117の一部、118の1の一部、118の2
	小 太 郎	244の一部、225の1の一部、226の1の一部、227の1の一部、228の1の一部、229の1の一部、230の1の一部、230の2の一部、 231の1の一部、 ²³² ₂₃₃ の1から ²³² ₂₃₃ の3までの各一部、233の2の一部、233の3、233の4
	前 田	234の1の一部、234の2、234の3の一部、235の1の一部、236の1の一部、236の2、237の1、237の2、237の3の一部、238の1の一部、238の2、258の5
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字肥苗橋518の2、536 、538の2、539の2、540の1、540の2、541の1の地先の水路である公有地の一部		

	高 色	287の1の一部、 ²⁸⁸ ₂₈₉ の1の一部、 ²⁸⁸ ₂₈₉ の2、 ²⁸⁸ ₂₈₉ の3の一部、 ²⁸⁸ ₂₈₉ の5
小 保	井 ノ 樋 口	302 298の1の一部、303の一部、305の一部、306の1の一部、306の304 2、307の一部、347の3、347の4の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字野口59の1、61の1、65の1、65の2に隣接する道路、水路である公有地の一部、字古屋敷121、字外田211、219の2、220、大字小保字井ノ樋口312、314の地先の道路、水路である公有地の一部		
9 次の区域を大字九綱字小太郎に編入する。		

10 次の区域を大字九綱字前田に編入する。

字高色285、286、287の1、287の2に隣接する道路である公有地の一部並びに字高色283の1、284、285の地先の道路である公有地の一部

11 次の区域を大字九綱字牛丸に編入する。

大 字	字	地 番
九 綱	高 色	276の1、276の2、277から279までの各一部、280の1の一部、280の2の一部、289の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部並びに字前田255、256に隣接する道路である公有地の一部		

12 次の区域を大字九綱字高色に編入する。

大 字	字	地 番
九 綱	小 塚	292の一部、293の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の一部		

13 次の区域を大字九綱字小塚に編入する。

大 字	字	地 番
九 綱	高 色	279の一部、280の1の一部、281の1の一部、281の2の一部、289の1の一部

14 次の区域を大字一木字小次郎町に編入する。

大 字	字	地 番
一 木	東 作 道	113の一部、115の1の一部、115の2の一部、117の1の一部、117の2の一部、118の1の一部、119の1の一部、120の1の一部、120の2の一部、121、122の1から122の3まで、 ¹²³ ₁₂₄ の2の一部、134の2の一部、134の3から134の5まで
これらの区域に隣接する水路である公有地の一部		

15 次の区域を大字一木字妙木添に編入する。

大 字	字	地 番
一 木	小 次 郎 町	94の一部、又 ⁹⁴ ₉₅ の一部、96の1の一部、103の一部、104の一部、105の1の一部、105の2、106の1の一部、106の2の一部、106の3、106の4、107の1の一部、107の2、108の1の一部、108の2、109の1の一部、109の2、110の1の一部、110の2、111の1の一部、111の2、112の1の一部、112の2の一部、112の8

東作道	113の一部、114、115の1の一部、115の2の一部、116の2、117の1の一部、117の2の一部、117の3、117の4、118の1の一部、118の2、119の1の一部、119の2、120の1の一部、120の2の一部、123の3、125の1の一部、125の2の一部、又125、126の1の一部、127の1の一部、127の3、128の1の一部、129の1の一部、130の1の一部、又130、131の一部、133の1の一部、133の2の一部、134の2の一部、134の6から134の9まで、134の10の一部、134の11
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	

16 次の区域を大字一木字蛭町に編入する。

大字	字	地番
一木	東作道	133の1の一部、134の2の一部、134の10の一部
	妙木添	135の一部、137の1の一部、137の2の一部、139の一部、140の一部、142の1の一部、142の2の一部、150の一部、151の2の一部、151の3の一部
	通町	152の1、152の2、153、154、155、156、又156、157、158の1、158の2、159の一部、159の2の一部、159の3、159の4
	東田ノ一	181の1の一部、181の2、181の3の一部、182の一部、184の1の一部
	東田ノ二	202の11の一部
	榎町	203の一部、209の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字蛭町177の2に隣接する水路である公有地の一部		

17 次の区域を大字一木字東田ノ一に編入する。

大字	字	地番
一木	東作道	131の一部、又131の一部、133の1の一部、133の2の一部、134の2の一部

蛭町	174の1、174の2の一部、174の3の一部、177の2の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の一部	

18 次の区域を大字一木字東田ノ二に編入する。

大字	字	地番
一木	通町	159の一部、159の2の一部
	蛭町	164の1の一部、166の1の一部、168の1の一部、177の2の一部、177の7、177の9の一部
	東田ノ一	192の3の一部
	榎町	203の一部、204、205、206、207、208の1、208の2、209の1の一部、209の2、209の3
	平道町	210の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字東田ノ一192の4から192の6までに隣接する水路である公有地の一部、字東田ノ一185の1、188の2の地先の水路である公有地の一部

19 次の区域を大字一木字宮田に編入する。

大字	字	地番
一木	東作道	131の一部、132の一部、又131の一部、134の2の一部
	東田ノ一	178の1の一部、178の2の一部、180、183の2の一部
	相ノ町	268の一部、269、270の1、270の2、271の1、271の2、又271、272の1、272の2、又272、273の1、273の2、274の1、274の2、又274、275の1から275の4まで、276、又276、277、277の3から277の6まで
	蓮上町	278の1の一部、278の2、279の1の一部、279の2、279の3、280の1の一部、280の2、280の3、281の1の一部、281の2、281の3、282の一部、283の一部、284の一部、284の2、284の3
	東入道町	304の一部、305の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字東田ノ一185の1、185の2、186の2、186の4、192の8、192の9の地先の水路である公有地の一部

20 次の区域を大字一木字相ノ町に編入する。

大字	字	地番
一木	東入道町	305の一部

この区域に隣接する道路、水路である公有地の一部

21 次の区域を大字一木字蓮上町に編入する。

大字	字	地番
一木	東作道	120の1の一部、120の2の一部、123の2の一部、125の1の一部、125の2の一部、126の1の一部、126の2、127の1の一部、127の2、128の1の一部、128の2、129の1の一部、129の2、130の1の一部、130の2、131の一部、132の一部、134の2の一部、134の12、134の13
	西作り道	285の1、285の2、286の1、286の2、287の1、287の2、288の1、288の2、289の1から289の3まで、290の1、290の2、291の1、291の2、292の2から292の11まで
	東入道町	304の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

福岡県告示第2209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、黒木町長から黒木町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、三恵郷地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字土窪字僧見に編入する。

大字	字	地番
----	---	----

土窪	不動前	2395の1、2395の3、2395の4、2396の1の一部、2396の3の一部、2396の5の一部、2397、2398、2399の1の一部、2400の一部、2413の一部
----	-----	----------------------------------------------------------------------------------------

土窪		3300、3903の一部、3904、3940の一部、3941の一部、3957
----	--	----------------------------------------

これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

2 次の区域を大字土窪字溝添に編入する。

大字	字	地番
土窪	僧見	2354の1、2354の2、2355、2356、2357の一部、2358の一部
	不動前	2412の一部、2413の一部、2415、2416の一部
土窪		3299、3903の一部、3942の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

3 次の区域を大字土窪字不動前に編入する。

大字	字	地番
土窪		3473、3940から3942までの各一部

福岡県告示第2209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町の区域を変更する旨の届出があった。

上記処分は、平成18年1月4日から効力を生ずるものとする。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を八幡西区上の原一丁目に編入する。

区	町	地番
八幡西区	上の原三丁目	969の2、969の3、970の2、971の2の一部、971の3、2221の4の一部、 2221の9、2221の72、2221の73、2221の353の一部、 2237の1から2237の3まで、2238の1、2238の3、2238の5、 2238の6、2239の1、2239の2、2240の一部、2241の1の一部、 2241の2、2241の5から2241の7まで、2242の1の一部、2242の

	4、2242の5、2245の3、2245の6、2246の2、2247の1、2247の2、2248の1の一部、2248の2、2249の1の一部、2249の2、2250の1の一部、2250の3、2250の4の一部、2250の5、2250の6の一部、2251の1の一部、2253の1の一部、2253の2、2255の2、2256の2、2257の3、2258の2、2259の2、2385の3、2386の2、2387の2、2388の1、2388の2、2389の2、2394の3、2395の3、2395の4、2837の一部、2838の1の一部、2840の2の一部、2842の1の一部、2842の2、2843の一部、2862の1の一部、2862の2の2の1の一部、2862の2の2の2の一部、2862の3
中の原一丁目	971の2の一部、2221の353の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、市有地の全部	

2 次の区域を八幡西区上の原三丁目に編入する。

区	町	地番
八幡西区	上の原四丁目	2481の58
	中の原一丁目	2862の5の一部、2862の9の一部、2862の10の一部、2862の11、2862の14、2862の16の一部、2862の17、2862の18、2862の19の一部、2862の25の一部、2862の28の一部、2862の29、2863の2の一部、2863の3の一部、2863の45から2863の47まで、2863の48の一部

3 次の区域を八幡西区上の原四丁目に編入する。

区	町	地番
八幡西区	上の原三丁目	2475の1の一部、2475の6の一部、2475の7の一部、2475の8、2475の9、2631の7、2631の8の一部、2636の1、2636の21、2636の68から2636の72まで、2636の73の一部、2644の16、2644の21の一部、2644の22の一部、2644の29から2644の33まで、2644の34の一部、2644の36の一部、2644の38の一部、2652の1の一部、2652の2の一部、2652の4の一部、2652の5の一部
これらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部		

4 次の区域を八幡西区中の原一丁目に編入する。

区	町	地番

八幡西区	上の原三丁目	2221の4の一部、2644の1の一部、2644の56の一部、2644の57の一部、2644の61の一部、2644の64の一部、2644の65の一部、2862の2の2の1の一部、2862の4の一部、2862の21の一部、2862の22の一部、2863の1の一部、2863の26から2863の30までの各一部
------	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 次の区域を八幡西区中の原三丁目に編入する。

区	町	地番
八幡西区	上の原三丁目	2644の1の一部、2644の15、2644の17、2644の22の一部、2644の23から2644の26まで、2644の27の一部、2644の36の一部、2644の38の一部、2644の39から2644の52まで、2644の53から2644の57までの各一部、2644の59から2644の61までの各一部、2652の1の一部、2652の2の一部、2652の3、2652の5の一部、2652の6、2652の8の一部、2652の9の一部、2652の10、2652の12の一部、2652の13の一部、2652の16の一部、2865の8、2865の12、2865の13の一部、2865の14から2865の17まで
	上の原四丁目	2644の36の一部、2644の37の一部
	中の原一丁目	2200の22の一部
これらの区域に介在する水路である市有地の全部		

福岡県告示第2210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイソー太宰府水城店
- (2) 所在地 福岡県太宰府市水城1丁目405番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2211号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
太宰府市大佐野78-8-1	天拝坂クリニック	大谷進弥
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	藤川尚宏
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	深江正輝
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	一木里江
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	座親扶美江
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	石橋正義
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	二宮英彰
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	佐藤栄剛
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	小原知之
太宰府市五条3丁目8番1号	福岡県立精神医療センター太宰府病院	實松寛晋
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	美浦辰彦

中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	森山信男
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	北村拓朗
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	折口秀樹
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	松下幸司
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	森田圭介
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	江口雅人
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	中村賢二
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	永谷群司
中間市通谷1丁目36番1号	医療法人秋桜会新中間病院	矢毛石陽一
中間市通谷1丁目36番1号	医療法人秋桜会新中間病院	住吉康史
中間市通谷1丁目36番1号	医療法人秋桜会新中間病院	塩盛輝夫
中間市通谷1丁目36番1号	医療法人秋桜会新中間病院	原田直樹
中間市蓮花寺3丁目1番7号	中間市立病院	坂部亜希子
遠賀郡遠賀町浅木2丁目30番1号	医療法人羅寿久会浅木病院	野田昌作
遠賀郡遠賀町浅木2丁目30番1号	医療法人羅寿久会浅木病院	志賀修平
遠賀郡遠賀町浅木2丁目30番1号	医療法人羅寿久会浅木病院	三好安
糟屋郡新宮町上府太郎丸675	医療法人北里循環器科医院	成松元治
糟屋郡新宮町上府太郎丸675	医療法人北里循環器科医院	山口敦子
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	藤岡宗宏

福岡県告示第2212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡東区	平成17年11月9日から 平成18年1月16日まで

福岡県告示第2213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区、若松区一円	平成17年11月7日から 平成18年1月16日まで

福岡県告示第2214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

北九州市門司区一円

平成17年11月8日から
平成18年1月17日まで

福岡県告示第2215号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成17年11月1日から 平成17年11月30日まで

福岡県告示第2216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区一円	平成17年9月30日から 平成18年1月16日まで

福岡県告示第2217号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市、北九州市、行橋市、宗像市、古賀市、豊前市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、福津市、遠賀郡芦屋町、岡垣町、京都郡苅田町、築上郡築城町、椎田町、吉富町、糟屋郡新宮町	平成17年11月22日から 平成18年3月20日まで

福岡県告示第2218号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（佐与地区確定測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
嘉穂郡穎田町大字佐与	平成17年10月11日

福岡県告示第2219号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油

引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

小倉興産株式会社

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目15番1号

3 特約業者の指定取消年月日

平成17年9月30日

福岡県告示第2220号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町大字下梶原字岩ノ木344番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1109番地1

田中 絹子

田中 真理子

福岡県告示第2221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生渡						
土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	庄伊田線	前	田川市白鳥町2096番1先から同市白鳥町2109番1先まで	6.0～8.3	153.5
			後	同上	10.0～21.2	153.5
田川	県道	田桑川野線	前	田川市魚町2171番8先から同市白鳥町2238番1先まで	5.3～22.2	560.4
			後	同上	5.3～22.2	560.4
			後	田川市大字伊田3640番11先から同市白鳥町2238番1先まで	16.0～39.0	155.0

福岡県告示第2222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	中北川線	前	久留米市北野町中21番先から同市北野町中18番1先まで	8.0～9.4	46.8

			後	同上	10.0～10.2	46.8
行橋	一般国道	496号	前	行橋市大字福富1353番3先から同市大字福富915番6先まで	7.5～13.8	212.4
			後	同上	8.6～15.8	212.4

公 告

公告

福岡県農林水産公共事業評価委員会が次のように公開されるので、公告する。

平成17年11月18日

福岡県知事 麻生渡

1 日時

平成17年11月29日午後2時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎7階702会議室

3 予定議案

(1) 平成17年度再評価対象事業について

ア 林道開設事業（弓張岳線）

イ 林道開設事業（豊築松尾線）

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

傍聴決定者は、係員の指示に従い入場すること。

なお、会議は公開を原則としているが、委員会の判断により会議を非公開とすることがある。開会中に非公開とする必要が生じたときは、傍聴者は退場すること。

5 問い合わせ先

福岡県水産林務部林政課技術管理係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3536）

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・11・2	2456	目次		1	○		後ろから7		○漁船損害等補償法	○漁業損害等補償法
17・11・7	2458	告示	2107	12	○		表中	高家地区		高塚地区

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一
福岡市東区箱崎六丁目六番四
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)